

岸和田市防犯灯補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市防犯灯補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、防犯のために一般道路、橋等に設置する電灯又は水銀灯（以下「防犯灯」という。）の設置、交換（電球のみの交換を除く。以下同じ。）及び使用に係る費用について交付し、もって当該地域の防犯及び事故防止を図り、明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金の交付の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するもの（以下「町会等」という。）とする。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、町会等が維持管理する防犯灯に係る次に掲げる費用とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 防犯灯の設置又は交換（以下「設置等」という。）に要した費用
- (2) 当該年度の10月末日現在において関西電力株式会社と電力供給契約を締結し、公衆街路灯A、B又はCの料金の適用を受けている防犯灯の使用に係る電気料金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 防犯灯の設置等に対する補助金（以下「設置費補助金」という。） 1灯につき12,000円
- (2) 防犯灯の使用に係る電気料金に対する補助金（以下「電気料金補助金」という。） 前条第2号に規定する防犯灯に係る当該年度の10月請求分の電気料金の額に6を乗じ、さらに1.1を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第5条第1項の規定による補助金等交付申請書は、設置費補助金については岸和田市防犯灯設置費補助金交付申請書（様式第1号）とし、電気料金補助金については岸和田市防犯灯電気料金補助金交付申請書（様式第2号）とする。

2 様式第1号の提出においては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、老朽化に伴う破損、故障等により防犯灯を交換する場合であって、電力供給契約の内容に変更がないものについては、第3号に掲げる書類の添付は不要とする。

- (1) 防犯灯の設置場所の付近の見取図
- (2) 防犯灯の設置等工事の費用に係る工事施工者からの請求書の写し
- (3) 電力供給の契約に係る書類、電気料金内訳書等防犯灯の使用の開始が確認できる書

類の写し

3 様式第2号の提出においては、補助対象となる防犯灯（以下「対象防犯灯」という。）の使用に係る当該年度の10月分の電気料金の額が確認できる書類を添付しなければならない。

（対象防犯灯の使用の中止等の報告等）

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた町会等は、対象防犯灯の使用を中止し、又は廃止したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 規則第15条第1項の規定による補助金の請求は、岸和田市防犯灯補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。